

放課後児童対策関連施策について

子どもの放課後に対する主な取り組み①

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	児童遊園
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等を行う。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする屋外型児童厚生施設。地域における児童に対し、健全な遊びを通して、集団的、個別的指導を行い事故の防止に資するとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有する。
設置（実施）場所	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	-	-
設置（実施）状況等	26,925か所 登録児童数 1,348,275人 (R3.5現在)	16,511教室 (R3現在)	4,398か所 (R2.10現在)	2,173か所 (R2.10現在)
設置及び運営（実施）主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市町村等
設備と職員等	設備：遊び及び生活の場、静養するための区画 職員：放課後児童支援員2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備：集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置	設備：遊具、広場、便所等の設置 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置（ほかの児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であっても差し支えない）
予算関係（国費）	[運営費] 子ども・子育て支援交付金1,673億円の内数922億円(R3') [施設整備費] 子ども・子育て支援整備交付金191億円の内数170億円(R3')	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金67.6億円の内数 (R3')	[運営費] 平成24年度より一般財源化（人件費は昭和61年度より、公立公営分は平成9年度より一般財源化） [施設整備費] 次世代育成支援対策施設整備交付金65億円の内数 (R3')	-

子どもの放課後に対する主な取り組み②

	子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	放課後等デイサービス	日中一時支援
事業の目的、内容	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習・生活支援事業を実施。	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	障害者等（障害児を含む）の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、実施主体である市町村等が地域のニーズに応じて、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
設置（実施）場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後等デイサービス事業所	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等
設置（実施）状況等	199自治体/利用延べ人数 285,370人（R1年度実績）	1,270か所/利用者数（実人数） 56,695人（R1年度実績）	17,374か所（R3.10実績）/月間 利用者数 276,714人（R3.10 実績）	1,517市町村（R元年度実績） ※日中一時支援事業の実施箇所数であり、 利用者に障害児が含まれているかは不明。
設置及び運営（実施）主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所を設置する町村 ※自治体直営または委託	民間法人等	市町村等
設備と職員等	設備：良好な衛生環境、安全やプライバシー等を確保 職員：地域の学生や教員OBのボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	設備：指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること 職員：児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者等	地域の実情に応じ設定
予算関係（国費）	母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数（R3'）	生活困窮者支援制度関係予算（555億円）の内数（R3'）	障害児入所給付費等負担金（4,256億円）の内数（R4年度予算案）	地域生活支援事業費等補助金（518億円）の内数（R4年度予算案）

子どもの放課後に対する主な取り組み③

	ファミリー・サポート・センター	プレイパーク (冒険遊び場)	公民館	図書館
事業の目的、内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること。	すべての子どもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、子どもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、子どもと地域と共につくり続けていく、屋外の遊び場である。 (特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会による定義)	市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設。子どもや親子を対象とした事業が行われていたり、「放課後子供教室」の実施場所ともなっている。	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。子ども専用の部屋を設けたり、児童や青少年向けのサービス（児童・青少年用図書の整備・提供、読み聞かせ等の実施）が行われたりしている。
設置（実施）場所	《預かり場所》 会員の自宅、児童館、地域子育て支援拠点等	都市公園・児童遊園等、公共管理地、私有地等（自治体の事業として使用、開催時の許可を得るなどして実施）	-	-
設置（実施）状況等	《実施市区町村数》(R2年度実施) 基本事業 956市区町村、病児・緊急対応強化事業 153市区町村 《会員数》(R2年度末現在) 依頼会員 62万人 提供会員 14万人 両方会員 4万人	約450団体が活動（R2/日本冒険遊び場づくり協会調） ※常設のプレイパークは少なく、定期的に開催しているところが多い。	13,632館（H30.10現在） ※別に、住民たちがお金を出し合って、集落ごとに公民館に似た機能を持つ「自治公民館」もある。 /公民館・公民館類似施設の利用状況（青少年団体延べ利用者数）13,303,719人(H29年度実績)	3,360館（H30.10現在） ※私立図書館22館 / 図書の貸出業務等の実施状況（帯出者数 うち児童）18,957,331人（H29年度実績）
設置及び運営（実施）主体	市町村、社会福祉協議会等	特定非営利活動法人等	市町村	都道府県または市町村
設備と職員等	提供会員 (地域住民。資格要件等なし。 センターの定める講習は要受講)	設備：事務所、倉庫、手作り遊具等 職員：プレイリーダー。専従で配置されている場合もあれば、地域住民が担っている場合もある。	設備：地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備える。 職員：館長、公民館主事など	設備：図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備（市町村立） 職員：館長、司書など
予算関係（国費）	子ども・子育て支援交付金1,673億円の内数（R3'）	-	平成10年度より一般財源化	平成10年度より一般財源化

子どもの放課後に対する主な取り組み④

	博物館	総合型地域スポーツクラブ
事業の目的、内容	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関。児童・生徒に対し入館料の優遇制度を設けたり、対象となる事業が行われたりしている。	「多種目」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとして、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。公共スポーツ施設や放課後・休日の学校体育施設開放などを活用して、身近な場所でスポーツをすることのできる機会を提供している。市から放課後児童クラブの管理運営業務を受託し、遊びの時間に、スポーツ指導者がコーディネーショントレーニングを取り入れた運動遊びのプログラムを提供しているクラブがある。
設置（実施）場所	-	学校施設・クラブ施設等
設置（実施）状況等	5,738館（H30.10現在） /博物館・博物館類似施設における事業実施状況（参加者数 うち児童生徒数）3,696,367人（H29年度実績）	3,594クラブ（R2.7現在） ※うち、放課後児童クラブや放課後子供教室への指導者の派遣など連携・協働した取組を実施しているクラブの割合は11.0%、行政から放課後児童クラブや放課後子供教室に関する事業を受託して実施しているクラブの割合は4.9%である。【回答：2,236クラブ】（令和2年度総合型地域スポーツクラブに関する活動状況調査）
設置及び運営（実施）主体	地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、その他法人等	-
設備と職員等	設備：博物館資料を適切に保管するため、青少年向けの音声解説のため、その他利用者の円滑な利用のため、利用者が快適に観覧できるために必要な施設及び設備 職員：館長、学芸員等専門的職員	設備：クラブハウス、学校体育施設、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設等 職員：クラブマネージャー、スポーツ指導者、事務局員等
予算関係（国費）	地方公共団体設置館については、平成9年度より一般財源化。 独立行政法人立の国立館については、運営費交付金、施設整備補助金を措置。	-

放課後居場所緊急対策事業

保育対策総合支援事業費補助金
9億円の内数

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

- 放課後児童クラブにおいて待機児童が発生している中、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の子どもの居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもの居場所を提供する事業を実施する。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）
※適切と認めた者に委託可

3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

4. 補助単価

①運営費：1,042千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

5. 事業イメージ



小規模多機能・放課後児童支援事業

保育対策総合支援事業費補助金
9億円の内数

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業所など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業とは連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）
※適切と認めた者に委託可

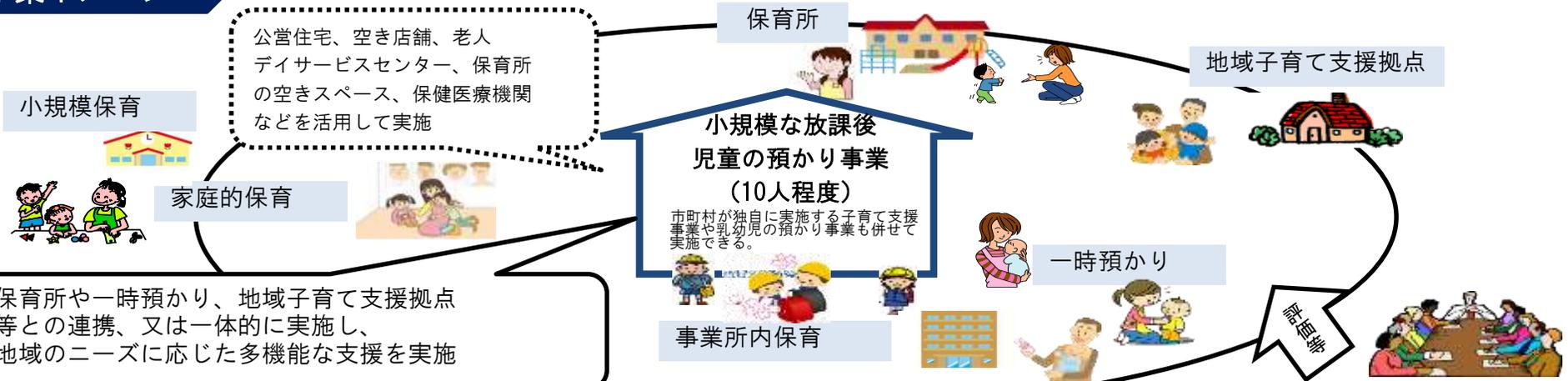
3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

4. 補助単価

- ①運営費：1,042千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,242千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：700千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

5. 事業イメージ



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和3年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数
【R1実績(延べ利用人数)】285,370人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



放課後等デイサービスについて

○ 事業の概要

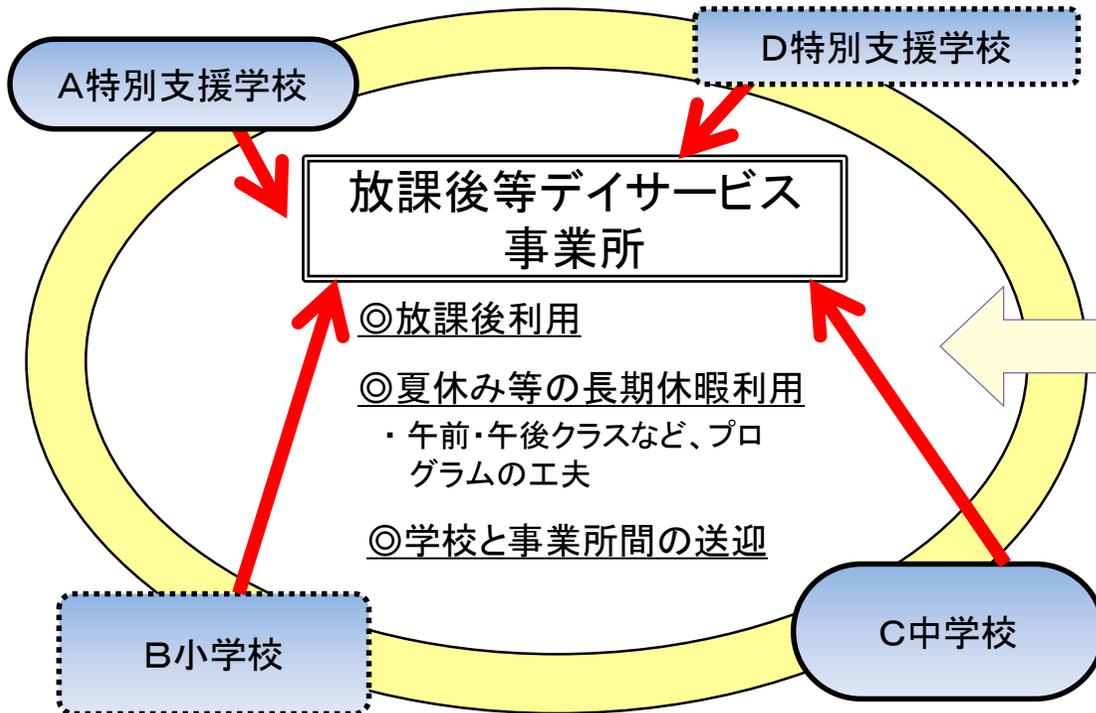
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

プレーパーク(冒険遊び場)の概要について

- 冒険遊び場とは、すべての子どもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、子どもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、子どもと地域と共につくり続けていく、屋外の遊び場である。
- 1943年にデンマーク コペンハーゲン市郊外につくられた「エンドラップ廃材遊び場」が世界で最初の冒険遊び場。その後、イギリスから冒険遊び場づくりの活動が広がり、やがて1950～70年代を中心に、スウェーデン、スイス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ、オーストラリアにも広がった。
- 日本では、1970年代から草の根的な活動として広がり、1979年に行政と市民による協働運営で世田谷区の国際児童年記念事業として日本初の常設の冒険遊び場「羽根木プレーパーク」が設置された。
- 職員等としてプレーリーダー等が配置されているところもある。

プレーリーダーは、冒険遊び場には欠かせない存在です。
プレーリーダーの役割をひとことで表すと「子どもがいきいきと遊ぶことのできる環境をつくること」といえます。
子どもの興味や関心を引き出すよう、いつも遊び場を整備しています。
つねに変化する遊び場の状況に応じて注意を払い、子どもに声をかけます。
子どもといっしょに思いきり遊び、子どもが厚い信頼をよせる相手です。
ときには、子どものよき相談相手になることもあります。
ケガや思わぬトラブルにも対応します。
大人は子どもの遊びを規制しがちになりますが、
そんなときには子どもにかわって子どもの気持ちを伝えます。
こうして、子どもののびのびとした成長を見守る輪を、地域に広げていきます。
ヨーロッパでは「プレーワーカー」「ペタゴー」などとも呼ばれ、各地で活躍しています。

【特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会ホームページより】